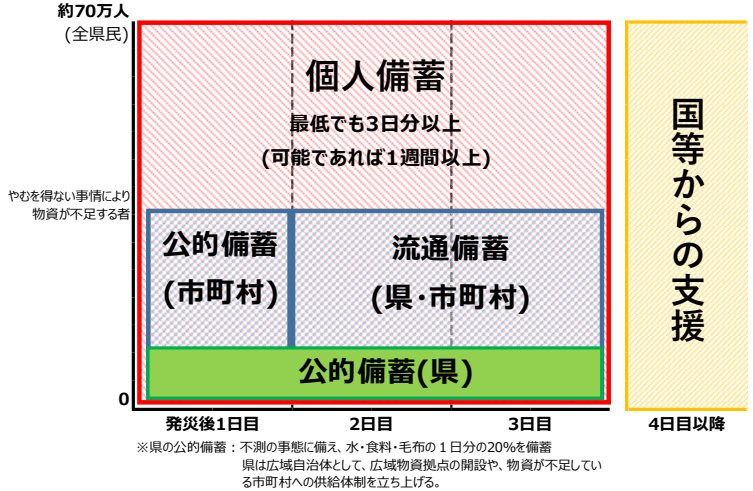
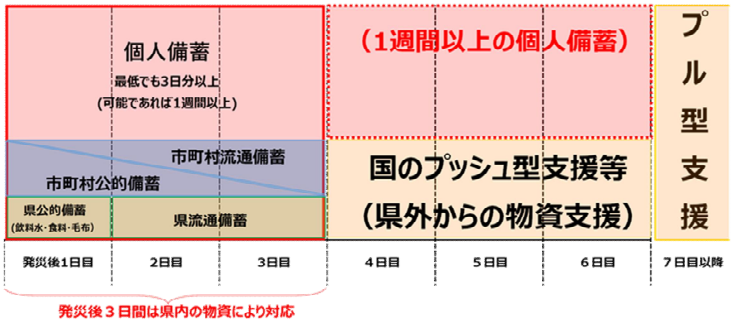
高知県備蓄方針新旧対照表

現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）
高知県備蓄方針 令和３年６月	高知県備蓄方針 令和３年６月 （令和８年11月改定）

現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 **Ⅰ　避難所における備蓄方針** １．備蓄の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 ２．発災後３日間の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 （１）．対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 （２）．個人備蓄の啓発の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ３．やむを得ない事情により物資が不足する者への対応・・・・3 （１）公的備蓄と流通備蓄の割合・・・・・・・・・・・・・・・・4 （２）公的備蓄の品目と１人あたりの数量の考え方・・・・・・・5 （３）公的備蓄の対象者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 （４）公的備蓄数量へ算入もしくは減算できる確保手段・・・・8 （５）分散備蓄の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 （６）目標の設定及び県行動計画への位置づけ・・・・・・・・・9 **Ⅱ　避難場所における備蓄方針** １．津波避難場所への備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 （１）．保管しておくべき備蓄の品目及び数量　・・・・・・・・10 （２）．今後の取組方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 **Ⅰ　避難所における備蓄** １．備蓄の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ２．発災後３日間の基本的な対応　・・・・・・・・・・・・・・・ 3 （１）　対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 （２）　個人備蓄の啓発の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ３．やむを得ない事情により物資が不足する者への対応・・・・ 4 （１）　公的備蓄と流通備蓄の割合・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 （２）　公的備蓄の品目と１人あたりの必要量の考え方・・・・ 5 （３）　公的備蓄の対象者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 （４）　公的備蓄数量へ算入できる確保手段・・・・・・・・・・ 7 （５）　分散備蓄の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 （６）　目標の設定及び高知県南海トラフ地震対策行動計画への位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 **Ⅱ　避難場所における備蓄** １．津波避難場所への備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 （１）　保管しておくべき備蓄の品目及び数量　・・・・・・・・10 （２）　今後の取組方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）
はじめに 本県の避難所における備蓄方針については、平成17年度に応急対策ワーキンググループを設置し、助かった命をつなぐため、市町村が最低限備蓄すべき７品目や県・市町村の役割分担、個人・流通備蓄の推進等の方針をとりまとめ、平成18年度には、第２次高知県地震対策基礎調査に基づく想定避難者数を反映した市町村ごとの目標数を設定し、備蓄の推進を図ってきた。 その後、平成23年の東日本大震災を受けた平成25年の高知県南海トラフ地震被害想定調査による最大クラス（L2）の被害想定により、備蓄量の見直しに取り組んできたところ。 令和２年度には、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下、具体計画）の改訂により、新たな備蓄の考え方も示された。このような備蓄を取りまく環境の変化に対応するため、これまでの備蓄方針を見直し、県内の統一した備蓄方針を定めることとした。 なお、本方針は、県内全ての市町村が実施すべき備蓄のボトムラインを定めるものであり、各市町村においては、地域の実情をふまえ、ボトムライン以上の適切な備蓄を実施することとする。 また、避難場所における備蓄方針については、これまで統一した方針の定めがなかったため、今回併せて避難場所における最低限保管しておくべき品目とその量を定め、取組を推進することとする。	**はじめに** 本県の避難所における備蓄方針については、平成17年度に応急対策ワーキンググループを設置し、助かった命をつなぐため、市町村が最低限備蓄すべき７品目及び県・市町村の役割分担、個人・流通備蓄の推進等の方針をとりまとめ、平成18年度には、第２次高知県地震対策基礎調査に基づく想定避難者数を反映した市町村ごとの目標数を設定し、備蓄の推進を図ってきた。 その後、平成23年３月の東日本大震災を踏まえた平成25年度の高知県南海トラフ地震被害想定調査による最大クラス（L2）の被害想定により、備蓄量の見直しに取り組んだ。 令和２年度に、国の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）の改定により、新たな備蓄の考え方が示されたことを踏まえ、令和３年６月に、これまでの備蓄方針を見直し、県内の統一した指針となる高知県備蓄方針（以下「備蓄方針」という。）を策定した。 この備蓄方針において、県及び市町村が実施すべき備蓄のボトムライン（下限の基準）を定め、備蓄に関する取組を進めているところである。 このような中、令和６年12月の避難生活における良好な生活環境確保に向けた取組指針（内閣府）（以下「取組指針」という。）の改定及び令和８年３月の高知県版南海トラフ地震における最大クラス（Ｌ２）の被害想定の見直しなど、備蓄を取り巻く環境が大きく変化してきている。 このため、被害想定の見直しに伴う想定避難者数の増加等に対応した数値目標を設定し、避難生活の環境向上に関連する備蓄品目を加えた新たなボトムラインを設定し、備蓄の取組を推進する。

現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）
Ⅰ　避難所における備蓄 **１．備蓄の基本的な考え方** ○最大クラスの地震が発生した場合でも、なんとしても人命を守るという考え方のもと、備蓄を実施する。 ○外部からの支援の開始が４日目以降となることを踏まえ、最低３日分は県内の物資により対応する。 ○３日分の物資は、個人備蓄を原則とするが、家屋の流失等のやむを得ない事情により物資が不足する者に対しては、公的備蓄や流通備蓄による供給体制を整備する。 ○やむを得ない事情により物資が不足する者に対しては、基礎自治体である市町村の公的備蓄及び県市町村の流通備蓄により対応するものとし、県は広域自治体として市町村を補完する立場から、不測の事態に備えた公的備蓄の充実とともに調達体制の整備を図る。 【解説】 • 備蓄の基本的な考え方のイメージは下図のとおり  **図１：高知県の備蓄の基本的なイメージ**	**Ⅰ　避難所における備蓄** **１．備蓄の基本的な考え方** ○　最大クラスの地震が発生した場合でも、何としても人命を守るという考え方のもと、備蓄を実施する。 ○　外部からの支援の開始が４日目以降となることを踏まえ、最低３日分は県内の物資により対応する。 ○　３日分（可能であれば１週間以上）の物資は、個人備蓄を原則とするが、家屋の流失等のやむを得ない事情により物資が不足する者に対しては、公的備蓄及び流通備蓄による供給体制を整備する。 ○　やむを得ない事情により物資が不足する者に対しては、基礎自治体である市町村の公的備蓄及び流通備蓄により対応するものとし、県は、広域自治体として市町村を補完する立場から、不測の事態に備えた公的備蓄の充実とともに、流通備蓄の確保等、調達体制の整備を図る。 【解説】 • 備蓄の基本的な考え方のイメージは下図のとおり  ※県公的備蓄は、市町村公的備蓄のうち、次の品目の備蓄量の20%とする。 飲料水　２日分（避難所避難者数に1.2を乗じて得た人数分の２日分） 食料　　１日分（避難所避難者数に1.2を乗じて得た人数分の１日分） 毛布　　１日分（避難所避難者数に1.0を乗じて得た人数分の１日分） **図１：高知県の備蓄の基本的なイメージ**

現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）
２．発災後３日間の基本的な対応 （１）対応方針 発災後３日間については、「自らの身の安全は自らで守る」という防災の基本から、県民による個人備蓄での対応を原則とする。 【解説】 ・防災基本計画では「自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、国民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要」と記されている。 ・公的備蓄では、多額の費用や一定規模の保管場所が必要となり、ロスも発生するが、個人がローリングストックによる備蓄を行えば、そうした課題解決にも繋がる。 （２）個人備蓄の啓発の強化 県・市町村の、広報誌、ホームページやイベントのチラシ配布などによる啓発のほか、他市町村の取組を参考にあらゆる機会を捉えて啓発を強化する。 【解説】 ・個人備蓄が備蓄の主軸であるにも関わらず、令和２年度県民世論調査によると、３日分以上の備蓄をしていると答えた方の割合は、水が32.6%、食料が38.0%にとどまっている。 ・東日本大震災以降の啓発を継続して実施してきたにも関わらず、備蓄の割合が低水準にとどまっているため、下表のとおり、啓発の抜本的な強化が必要である。	**２．発災後３日間の基本的な対応** （１） 対応方針 発災後３日間については、「自らの身の安全は自らで守る」という防災の基本から、県民による個人備蓄での対応を原則とする。 【解説】 ・ 防災基本計画（中央防災会議）では、「自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、国民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平時から災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要」と記されている。 ・ 公的備蓄では、多額の費用及び一定規模の保管場所が必要となり、ロスも発生するが、個人がローリングストック（食料品や日用品を少し多めに買い置きし、消費した分を買い足すことで常に一定量が家庭にある状態を保つ備蓄方法）による備蓄を行えば、そうした課題解決にも繋がる。 （２） 個人備蓄の啓発の強化 県及び市町村の広報誌、ホームページ及びイベントのチラシ配布等による啓発の他、他市町村の取組を参考にあらゆる機会を捉えて啓発を強化する。 【解説】 ・ 個人備蓄については、令和７年度県民世論調査によると、３日分以上の備蓄をしていると答えた方の割合は、水が71.4%、食料が71.5%と高い水準を保っている。 ・ 一方で、３日分以上の備蓄をできない人の３割以上が「まとまった量を購入する習慣がない」と回答していることから、ローリングストックのさらなる普及啓発が必要である。

現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）
啓発手段 ・広報誌　　・防災行政無線 ・庁内放送　・SNS、メール ・チラシ、冊子配布 防災訓練などの防災関連イベントだけでなく、転入手続き時、母子手帳交付時、乳幼児検診、保育園・幼稚園の説明会や健康診断、防災マップ配布時などの様々な機会を活用 ・講習会・学習会・説明会での啓発 自主防災会の学習会に限らず、学校での教育も含む ※期限の迫った備蓄食料等の配布時に併せて実施	啓発手段 ・　広報誌 ・　防災行政無線 ・　庁内放送 ・　SNS、メール ・　チラシ、冊子配布 防災訓練等の防災関連イベントだけでなく、転入手続き時、母子健康手帳交付時、乳幼児健診、保育園・幼稚園の説明会、健康診断、防災マップ配布時等の様々な機会を活用 ・講習会、学習会、説明会での啓発 自主防災会の学習会に限らず、学校での教育も含む。 ※更新期限の迫った備蓄食料等の配布時にローリングストックを啓発
３．やむを得ない事情により物資が不足する者への対応	**３．やむを得ない事情により物資が不足する者への対応**
（１）公的備蓄と流通備蓄の割合 ○　３日間のうち、１日分は市町村による公的備蓄を行い、残り２日分県・市町村の流通備蓄での確保を進めていく。 ○　流通備蓄は不確実性が高いため、可能な限り、自地域内・商圏内の多くの事業者と協定を締結することとする。	（１）　公的備蓄と流通備蓄の割合 ○　地震による揺れや、津波により住宅が全壊するなど、やむを得ない事情により個人備蓄の物資が不足する者への対応として、市町村の公的備蓄及び流通備蓄により３日間の備蓄の確保を行う（一部の備蓄品目除く。）。 ○　公的備蓄を確保する日数の割合は、市町村により確保可能な流通備蓄量に地域差があることに鑑み、地域の実情に応じた流通備蓄量を勘案の上、別表「高知県備蓄方針における対象品目、確保日数及び算出式等のまとめ」（以下「別表」という。）に定める基準を下回らない範囲で、市町村が適切に定めるものとする。 ○　流通備蓄は不確実性が高いため、可能な限り、自地域内・商圏内の多くの事業者と協定を締結することとする。

現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）
【解説】 ・流通備蓄の確保には不確実性が伴うことから、市町村の備蓄目標達成の状況及び流通備蓄の把握状況により公的備蓄と流通備蓄の割合について検討を継続する。 ・県は市町村と協力して流通備蓄でまかなえる物資量を把握・更新し、随時、市町村と共有する。 ・物資の協定先の在庫量、保管場所を把握し、発災時に調達できる物資量の目安を把握する。 ・調達した物資の配送については、県の物資配送訓練において市町村物資拠点への配送の実効性を高めていく。 ・流通備蓄食料について、可能な範囲でアレルギー品目等を考慮する。	【解説】 ・　飲料水については、避難所における熱中症対策の観点から、公的備蓄を確保する日数を２日分とする。 ・　毛布、哺乳瓶、段ボールベッド及びパーティションは、消耗品ではないため、市町村の公的備蓄による確保日数を１日とする。 ・　炊き出し設備及び入浴施設の目標数量は、各市町村の避難所数を基準とするが、各避難所ごとの目標数量を設定するものではなく、地域の核となる避難所に、周辺の小規模な避難所分を含めて整備することも差し支えない。 ・　流通備蓄は、地域によって商業施設数、輸送経路が異なること、在庫数量に変動があることなど、不確実性が伴うことを前提に、流通備蓄量を勘案の上、市町村の公的備蓄との割合を設定する。ただし、流通備蓄の不確実性から市町村備蓄を一定数量確保しておく必要があることから、別表に定める基準を下回らない範囲とする。 ・　県は、市町村と協力して流通備蓄で調達可能な物資量を定期的に把握・更新し、随時、市町村と共有する。 ・　県及び市町村は、物資の協定先の在庫量、保管場所を把握し、発災時に調達可能な物資量及び調達場所をあらかじめ把握する。 ・　県及び市町村の物資配送訓練において、積極的に協定締結事業者の参加を促し、流通備蓄の確保の実効性を高めていく。 ・　流通備蓄食料について、可能な範囲でアレルギー品目等を考慮する。

現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）

（２）公的備蓄の品目と１人あたりの数量の考え方

最低限必要となる品目及び１人あたりの数量については、下表のとおりとする。

８品目		１人あたりの
飲料水		３リットル/日・人
食料(※1)		３食/日・人（米は１食200g）
ミルク	粉ミルク等	135g/日・人(※2)
	液体ミルク	１リットル/日・人
毛布またはその代替品(※3)		２枚/日・人
生理用品		30枚/１期間・人×1/7(※4)×1/4(※5)
おむつ	小児用	８枚/日・人
	大人用	８枚/日・人
トイレ	携帯	５回/日・人
	簡易・仮設等	50人あたり１基(※6)
トイレットペーパー		８m(※7)/日・人

【解説】

○上表の注釈は次のとおり

(＊1)原則、アレルギー対応食品とする

(＊2)大手３メーカーで１リットル調乳するのに必要な量の最大値

(＊3)２枚のうち１枚はアルミブランケットやエアーマット等の代替品でも可とする

(＊4)生理期間(７日間)における１日あたりの必要量を求めたもの

(＊5)生理期間を４週に１回と想定したもの

(＊6)避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(H28.4内閣府)

(＊7)一般社団法人日本トイレ協会災害用トイレ特別研究会の調査

（２） 公的備蓄の品目と１人あたりの必要量の考え方

最低限必要となる品目及び１人あたりの必要量（１日分）については、別表のとおりとする。

【解説】

＜対象者＞

・ 各備蓄品目の対象者は別表のとおりとする。

＜必要量＞

・ 飲料水、食料、毛布、粉ミルク、液体ミルク、生理用品、おむつ（小児用、大人用）、携帯トイレ、トイレットペーパーの１人あたりの必要量の算出方法は具体計画に準拠する。

・ 毛布は２枚のうち１枚を代替品でも可とし、対象者数から段ボールベッドの対象者となる要配慮者数を減算する。

・ 尿取りパッドの必要量は、おむつ（大人用）に準拠する。

現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）
結果 飲料水、食料、おむつ、液体ミルク、生理用品、携帯トイレの量は、具体計画に準拠。なお、米１食200gは平成17年度の高知県応急対策ワーキンググループより設定。 ○対象者について ・ミルクの対象者数は０歳児とする ・おむつの小児用は、０～２歳人口比とする ・おむつの大人用は寝たきり高齢者人口比0.5%とする ○対象者の減算について ・食料の対象者からは、ミルクの対象者（０歳人口）を減算できることとする。 ・携帯トイレの対象者からは、おむつの対象者数を減算できることとする。	・　トイレの必要量は、おむつの対象者数分を減算する。 ・　携帯トイレとして利用する凝固剤・便袋と、簡易トイレ等に付随する凝固剤・便袋の必要量は分類する。 ・　おしりふきの１人あたりの必要量は、0.25個/日・人で算出する。 ・　トイレットペーパーの必要量は、おむつの対象者数分を減算する。 ・　段ボールベッドの必要量は、１人あたり１台で算出する。 ・　パーティションの必要量は、１人あたり１枚で算出する。 ・　炊き出し設備及び入浴施設の必要量は、１人あたりに換算することが困難なため設定しない。 **＜代替品＞** ・　各備蓄品目の代替品は別表のとおりとする。 **＜炊き出し設備の例＞** ・　炊き出し設備は、学校給食施設の活用及び民間事業者の設備の活用可能な状況等を踏まえ、適温食の確保の観点から、地域の実情に応じた規模の設備を整備する。 （例）電子レンジ、かまど、鍋、フライパン、カセットコンロ、鉄板、フライヤー、圧力鍋、ガス釜、炊飯器、湯沸かし器　など **＜入浴施設の例＞** ・　入浴施設は、民間事業者の入浴施設の活用可能な状況等を踏まえ、地域の実情に応じた規模の設備を整備する。 （例）・簡易シャワーブース、携帯式の浴槽（エアー注入・組立式等）、ビニールプール　など

現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）
	＜要配慮者数＞ ・　備蓄方針で対象とする要配慮者数は、避難行動要支援者数とする。 ＜その他＞ ・　食料は原則、アレルギー対応食品とする。
（３）公的備蓄の対象者数 公的備蓄の対象者数については、避難所避難者数の1.2倍とする。ただし、毛布については、避難所避難者数の1.0倍とする。	（３）　公的備蓄の対象者数 ○　公的備蓄の対象者数については、避難所避難者数の1.2倍とする。ただし、毛布については、避難所避難者数の1.0倍とする。 ○　対象者数の算出方法は別表のとおりとする。
【解説】 ・災害対策基本法第86条の７において、避難所外避難者に対しても必要な措置を講ずることが求められている。 **参考：災害対策基本法（抜粋）** （避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮） 第86条の７　災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	【解説】 ・　災害対策基本法第86条の７第１項において、避難所外避難者に対しても必要な措置を講ずることが求められている。 **参考：災害対策基本法（抜粋）** （避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮） 第86条の７　災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ２　災害応急対策責任者は、前項の情報の把握及び提供に当たっては、情報通信技術その他の先端的な技術の活用に努めなければならない。
・県の被害想定による津波浸水域外の避難所避難者数については、阪神淡路大震災の実績を元に算出しており、備蓄の必要量についても阪神淡路大震災時の食料不足量である避難所避難者数の1.2倍とするのが適切と考える。 ・食料が不足している場合は、他の品目についても不足していることが想定されるため、避難所避難者数分のみ（1.0倍）では不十分と考え、食料と同様に、1.2倍とする。	・　県の被害想定による津波浸水区域外の避難所避難者数については、阪神淡路大震災の実績を元に算出しており、備蓄の必要量についても阪神淡路大震災時の食料不足量である避難所避難者数の1.2倍とするのが適切と考える。 ・　食料が不足している場合は、他の品目についても不足していることが想定されるため、避難所避難者数分のみ（1.0倍）では不十分と考え、食料と同様に、1.2倍とする。

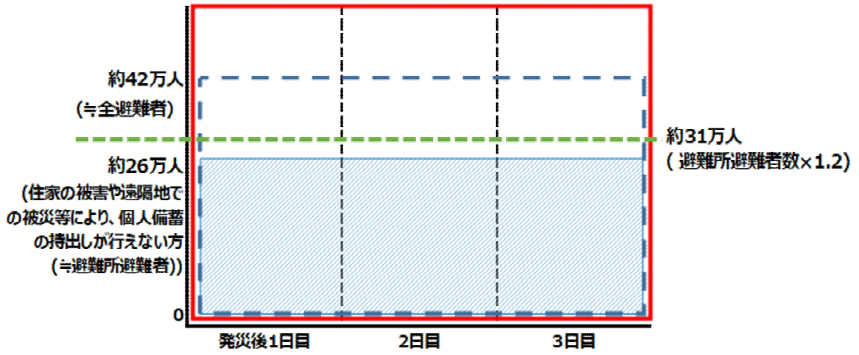
現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）
・津波浸水域においては、東日本大震災の実績に基づき1.6倍とすることも考えられるが、1.6倍は、浸水域の全住民を公的備蓄・流通備蓄により対応することを意味しており、実際には、床下浸水やマンションなど、個人備蓄にアクセスできる者が相当数存在する。特に、高知市においては、該当する住民が数万人単位でいることから、1.6倍はボトムラインとして過剰と考え、内陸の地域と同様に1.2倍とする。 ・一方、毛布については、知人宅等にある毛布や掛け布団、洋服等で代用が可能であり、対象者数の1.0倍とする。 ※国の具体計画に定めるプッシュ型支援が1.6倍としているのは、避難所外避難者の方々が一旦備蓄にアクセスできるものの、３日間で消費することを考慮しているためであり、必ずしも４日目以降のプッシュ型支援と３日間の備蓄を同じ量にする必要はない。（消費されない毛布については、プッシュ型も1.0である。）	・　津波浸水区域内においては、東日本大震災の実績に基づき1.6倍とすることも考えられるが、1.6倍は、浸水区域内の全住民を公的備蓄・流通備蓄により対応することを意味しており、実際には、床下浸水、マンション等、個人備蓄にアクセスできる者が相当数存在する。特に、高知市においては、該当する住民が数万人単位でいることから、1.6倍はボトムラインとして過剰と考え、内陸の地域と同様に1.2倍とする。 ・　一方、毛布については、知人宅等にある毛布、掛け布団、洋服等で代用が可能であり、対象者数の1.0倍とする。 【削　除】　※国の具体計画において1.6倍の記載がない。

現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）
参考：避難者数の考え方及び食料不足量1.2の根拠 ・平成25年度の高知県南海トラフ地震被害想定調査時の避難者数の算出式 【全避難者数(1.6倍)（発災１日後）】 ■内陸部・・・（全壊棟数＋0.13×半壊棟数）×各市町村の１棟当たり平均人員 ■津波浸水域・・・浸水域の居住者全員 【避難所避難者数(1.0倍)（発災１日後）】 ■内陸部・・・全避難者×60%　（残り40%が避難所外避難者） →阪神淡路大震災の実績及び南トラ地震の被害の甚大性・広域性を考慮し、当日～１日後の避難所 避難者:避難所外避難者＝60:40と想定 ■津波浸水域・・・全避難者×約66%　（残りの約34%が避難所外避難者） →東日本大震災の実績から、当日～２日後の避難所避難者は津波浸水地域の居住人口×2/3を想定 （＊）阪神淡路大震災の食料不足量（1.2倍） ■阪神淡路大震災において、食料需要が避難所避難者の1.2倍発生したことに基づき設定。	参考：避難所避難者数の算出及び食料不足量1.2倍の根拠 ・令和７年度の高知県南海トラフ地震被害想定調査時の避難者数の算出式 （高知県地震被害想定調査　被害想定の手法について（令和８年９月）） （＊）阪神淡路大震災の食料不足量（1.2倍） ■阪神淡路大震災において、食料需要が避難所避難者の1.2倍発生したことに基づき設定。

	津波浸水区域内	津波浸水区域外
全避難者数	津波浸水区域内の居住人口	（全壊棟数＋0.5×半壊棟数）×１棟当たり平均人員
避難所避難者数	全避難者数×2/3※１	全避難者数×6/10※２
避難所外避難者数	全避難者数×1/3	全避難者数×4/10

※１　東日本大震災の実績から、発災当日～発災２日後の避難所避難者は津波浸水区域の居住人口×2/3を想定

※２　阪神・淡路大震災の実績及び南海トラフ巨大地震による被害の甚大性・広域性を考慮した発災当日～発災１日後の避難所避難者は、全避難者の6/10を想定



（図２：対象者数の考え方のイメージ）

【削　除】

現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）
（４）公的備蓄数量へ算入できる確保手段 既存の施設による備蓄が可能な場合や施設内でのローリングストックによる備蓄が可能な場合については、その量を備蓄数量として扱う。ただし、あくまで避難所用として確保しているものに限る。	（４） 公的備蓄数量へ算入できる確保手段 ○ 既存施設のローリングストックによる備蓄及び自主防災組織等の共助により地域で備蓄している備蓄品は、その量を市町村備蓄の数量へ算入できるものとする。ただし、国の新物資システム（B-PLo）に登録され、市町村が管理する備蓄品に限る。 ○ その他、公的備蓄数量へ算入できる確保手段は別表のとおりとする。
【解説】 以下の方法を参考に取組むこととする。 ・飲料水：耐震性貯水槽等で確保している数量を備蓄量とする。 ・食料：学校給食等によるローリングストック分を備蓄量とする。 ・ミルク、おむつ：保育施設や社会福祉施設等のローリングストック分を備蓄量とする。 ・毛布：自主防災組織（住民）が避難所へ予め備蓄している毛布の数量を備蓄量とする。 ・トイレ：避難所の既設の基数分をトイレの基数とする。 ・トイレットペーパー：保育施設や社会福祉施設、公共施設、市町村庁舎等のローリングストック分を備蓄量とする。 ※ その他、各市町村内で、確実性が一定認められると判断した確保手段については、県と協議のうえで備蓄量とすることができるものとする。	【解説】 ・ 炊き出し設備については、避難所となる学校等において、活用が可能な給食施設（調理室、家庭科室、食堂等）、給食センター、民間事業者との協定による活用可能な設備の食事提供可能数量を算入することができる。 ・ 入浴施設については、避難所となる入浴施設、民間事業者との協定による活用可能な入浴施設の入浴提供可能数量を算入することができる。 ・ その他、各市町村内で、確実性が一定認められると判断した確保手段については、県と協議の上、備蓄量とすることができる。

現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）
（５）分散備蓄の方針 発災後３日間は避難所・避難場所などの利用想定場所への物資輸送が困難となることも想定されるため、市町村は可能な限り利用想定場所に備蓄をすること。	（５） 分散備蓄の方針 ○ 発災後３日間は避難所への備蓄物資の輸送が困難となることが想定されるため、市町村は可能な限り分散備蓄をすること。 ○ 分散備蓄は、市町村で備蓄する各品目の総量のうち８割を避難所に分散備蓄することを目標とする。
【解説】 ・備蓄場所と利用想定場所が異なる場合には、利用想定場所までの輸送体制も併せて準備すること。 ・道路状況などにより、県備蓄や流通備蓄の受け入れが困難な市町村があることを考慮して、県の公的備蓄の保管場所を柔軟に配備するよう今後協議する。	【解説】 ・ 避難所に保管場所が不足する場合は、規模の大きい避難所等の地域の拠点となる場所へ複数の避難所分の備蓄物資を行うなど、地域の実情に応じた分散備蓄を行うこと。この場合は、輸送体制も併せて準備すること。 ・ 避難所における保管場所の確保に向けて、県及び市町村は施設管理者への働きかけ、補助事業を活用した保管場所の整備を進める。 ・ 県備蓄及び流通備蓄の受入れが困難な市町村があることを考慮して、県の公的備蓄の保管場所についても、市町村物資拠点等への分散備蓄を進める。 ・ 分散備蓄の目標とする８割については、県備蓄の目標日数を市町村備蓄の２割としていることを参考に、各避難所の過不足を調整するには、市町村物資拠点等に２割程度確保しておけば可能と考えられることから、各品目の総量の８割を目標とする。 ・ 要配慮者を対象とした備蓄品目については、福祉避難所に備蓄することを原則としつつ、福祉避難スペースのある一般避難所で利用されることも想定し、これらの避難所に分散備蓄を進める。

現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）
（６）目標の設定及び県行動計画への位置づけ ○目標数量、年次計画を行動計画に位置づける。 ○目標の達成年度は令和９年度（第６期行動計画終了時）とする。 ただし、避難者割合が県全体の半数以上を占める高知市については他市町村と同じ目標を目指しつつ、過度な財政負担とならない範囲での備蓄を推進する。	（６）　目標の設定及び高知県南海トラフ地震対策行動計画への位置付け ○　目標数量、年次計画、目標の達成年度を高知県南海トラフ地震対策行動計画に位置付ける。 ○　目標の達成年度は、別表のとおりとする。
【解説】 ・目標数量については、今後国勢調査の実施や被害想定の見直しが行われる都度、その結果を反映させ、目標値の見直しを行う。 ・本方針に基づいて設定する目標数量は、令和２年度の国勢調査の人口減少分を加味した数量とする。 ・高知市においては、避難者数が県全体の半数以上を占めるため、例えば、水・食料・毛布の３品目の目標量の整備や更新に多額の費用を要し財政負担を強いることとなる。 ・一方で、他市町村と比べて域内商業施設が豊富に存在し、流通備蓄を多く確保することが期待できることや、比較的早い段階での道路啓開が期待できるため、高知市においても、他市町村と同じ考え方のもとに備蓄を進めることとする。	【解説】 ・　目標数量については、国勢調査の実施、被害想定の見直し、具体計画の改定が行われる都度、その結果を反映させ、目標値の見直しを行う。 【削　除】 ・　要配慮者数については、毎年度、避難行動要支援者名簿が更新されることから、目標値を見直すことが可能であるが、要配慮者数のみ随時見直すことは、他の目標値との整合性を欠くことから、令和８年度の数値目標を基準とし、前述の国勢調査等の見直しに併せて見直すこととする。 ・　国の備蓄に関するガイドライン（令和８年度末公表予定）において、対象者数又は必要量の算出方法が新たに示された場合は、準拠するよう見直しを行う。 【削　除】 【削　除】

現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）
なお、達成時期については、過度な財政負担とならない範囲とする。 ・県は、財政支援を含めた市町村支援について引き続き検討していく。	・　県は、国の防災力強化総合交付金（広域連携推進事業）を活用した県及び市町村による公的備蓄物資の共同調達事業並びに高知県地域防災対策総合補助金による財政支援等の目標達成に必要な市町村への支援を行う。 【補足】備蓄方針改定（令和８年11月改定）に伴う目標の達成年度の見直し ・　備蓄方針改定前（令和３年６月）からの対象品目は、最低限必要な品目かつ南海トラフ地震の切迫性は変わらないため、従前どおり令和９年度を目標達成年度とする。 　加えて、ミルクの利用に必須となる使い捨て哺乳瓶についても同様に令和９年度とする。 ・　改定により新たなに追加する品目のうち、流通備蓄が一定量見込まれると推察される品目、調達が容易な品目は令和12年度を目標達成年度とする。 ・　炊き出し設備は避難所への整備率が約80％（令和８年３月31日時点）と一定水準整備されていることから令和12年度を目標達成年度とするが、その他の資機材類については令和15年度を目標達成年度とする。

現行（令和３年６月策定）

Ⅱ　避難場所における備蓄

１．津波避難場所への備蓄

（１）保管しておくべき備蓄の品目及び数量

保管しておくべき備蓄の品目及び数量については、下表のとおりとする。

品目		数量	根拠
飲料水		1.2リットル/人	熱中症環境保健マニュアル（2018 環境省）
トイレ	携帯	５回/人	１日のトイレの回数（具体計画）
	簡易・仮設等	２基/１箇所(※)	一般・障害者対応型　各１つ
トイレの目隠し		２基/１箇所(※)	一般・障害者対応型　各１つ
トイレットペーパー		８ｍ/人	一般社団法人日本トイレ協会災害用トイレ特別研究会の調査結果
ラジオなど通信機器		１台/１箇所	情報収集のため

※想定避難者数が50人以下ならば、障害者対応型１基／１箇所とする。

【解説】

改定（令和８年11月）

Ⅱ　避難場所における備蓄

１．津波避難場所への備蓄

（１）　保管しておくべき備蓄の品目及び数量

保管しておくべき備蓄の品目及び数量については、下表のとおりとする。

品目		数量	備考
飲料水		1.2リットル/人	熱中症環境保健マニュアル（2022 環境省）
トイレ	携帯	５回/人	１日のトイレの回数（具体計画）
	簡易・仮設等	２基/１箇所(※)	一般・障害者対応型　各１つ
トイレの目隠し		２基/１箇所(※)	一般・障害者対応型　各１つ
トイレットペーパー		0.18巻/人	具体計画
ラジオなど通信機器		１台/１箇所	情報収集のため
食料		１食/人	
熱中症対策品（テント・冷却剤等）		１式/１箇所	
防寒対策品（暖房器・カイロ等）		１式/１箇所	

※想定避難者数が50人以下ならば、障害者対応型１基／１箇所とする。

【解説】

・　令和８年１月に改定された指定緊急避難場所の指定に関する手引き（内閣府（防災担当））において、避難が長時間にわたることも想定し、指定緊急避難場所の熱中症対策及び防寒対策等の備蓄を可能な範囲で備えること並びに防災東屋及び防災コンテナ等の施設整備が推奨されたことを踏まえ、食料、熱中症対策品及び防寒対策品の備蓄を推進する。

現行（令和３年６月策定）	改定（令和８年11月）
・高台にある避難場所で孤立しない場所は、備蓄促進の対象外とする。 ・品目や数量を多くすることについては、各市町村の判断で整備を進める。 ・備蓄を行う主体は、市町村に限らず、自主防災組織や地区等が中心としても良いが、市町村も協力する（自主防災組織等への助言することや備蓄品を保管していない避難場所に必要な備蓄を進めることなど）。	・　一方で、指定緊急避難場所は民間施設、屋外等、地域によって異なることから、各指定避難緊急場所の特性に応じた備蓄を行う。 ・　民間施設を指定緊急避難場所として活用する場合は、空調設備環境の確保、備蓄の提供など、施設管理者との連携強化に努める。 ・　高台にある避難場所で孤立しない場所は、備蓄促進の対象外とする。 ・　品目及び備蓄数量を多くすることについては、各市町村の判断で整備を進める。 ・　備蓄を行う主体は、市町村に限らず、自主防災組織及び地区等が中心としても良いが、市町村も協力する（自主防災組織等への助言すること及び備蓄物資を保管していない避難場所に必要な備蓄を進めること等）。 ・　指定緊急避難場所における備蓄は、国の新物資システム（B-PLo）に登録され、市町村が管理する備蓄物資に限り公的備蓄に算入できる。

現行（令和３年６月策定）

（２）今後の取組方針

○基本的方針

孤立が想定される高台、津波避難ビル、津波避難タワーに、（１）最低限、保管しておくべき備蓄の品目及び数量を保管する。

○避難場所ごとの取組内容

ただし、備蓄スペースの確保や土地、建物の所有者から同意が得られないなどの課題については、段階的に課題解決に取組み、解決が図られた避難場所から順次基本的方針に沿った対応を行う。

【解説】

基本的方針に向けた取組みは下表のとおりとする。

分類	例	取組内容	備考
①保管できる場所 ※近くの倉庫に保管できる場合も含む。		・備蓄の品目及び数量を保管する	【目標】 令和９年度末：100% 【進捗管理方法】 備蓄品の保管状況調査 ※自主防災組織が備蓄品を保管する場合、目標達成に向け、市町村も協力する
②課題が解決できる場所	・拡張工事をせずに倉庫を設置できる場所 ・土地や建物の所有者の同意があれば倉庫を設置できる場所　等	・できる範囲での備蓄品の保管を進める ・課題を解決し、備蓄品の保管を進める（倉庫の設置、所有者の同意等）	・課題が解決した翌年度から①の取組へ移行 ・課題の解決が困難な場合は、翌年度から③の取組へ移行
③課題解決の見込みがない場所　等	・土地や建物の所有者の同意が得られない場所 ・地域の取組として、整備している場所　等	・できる範囲での備蓄品の保管を進める ・非常持ち出し品の持参を啓発する 課題解決の見込みがない避難場所がある地域において、防災学習会又は訓練で、非常持ち出し品の持参の必要性の周知を徹底する	

改定（令和８年11月）

（２）　今後の取組方針

○　基本的方針

孤立が想定される高台、津波避難ビル、津波避難タワーに、最低限、保管しておくべき備蓄の品目及び数量を保管する。

○　避難場所ごとの取組内容

備蓄スペースの確保、土地、建物の所有者から同意が得られないなどの課題については、段階的に課題解決に取り組み、解決が図られた避難場所から順次基本的方針に沿った対応を行う。

【解説】

基本的方針に向けた取組みは下表のとおりとする。

分類	例	取組内容	備考
①　保管できる場所 ※　近くの倉庫に保管できる場合も含む。		・保管しておくべき備蓄の品目及び数量を保管する	【目標】 令和９年度末：100% 【進捗管理方法】 備蓄物資の保管状況調査 ※自主防災組織が備蓄物資を保管する場合、目標達成に向け、市町村も協力する
②　課題が解決できる場所	・　拡張工事をせずに倉庫を設置できる場所 ・　土地、建物の所有者の同意があれば倉庫を設置できる場所等	・　できる範囲での備蓄物資の保管を進める ・　課題を解決し、備蓄物資の保管を進める（倉庫の設置、所有者の同意等）	・　課題が解決した翌年度から①の取組へ移行 ・　課題の解決が困難な場合は、翌年度から③の取組へ移行
③　課題解決の見込みがない場所等	・　土地、建物の所有者の同意が得られない場所 ・　地域の取組として、整備している場所等	・　できる範囲での備蓄物資の保管を進める ・　非常持ち出し品の持参を啓発する。 課題解決の見込みがない避難場所がある地域において、防災学習会又は訓練　で、非常持ち出し品の持参の必要性の周知を徹底する	